

# 松前町立松前病院 経営強化プラン 概要版

## 計画策定の趣旨

松前町病院事業において、継続して安定した医療を提供していくためには、健全な事業運営が不可欠であることから、総務省によって作成された「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン（以下「公立病院経営強化ガイドライン」）」に沿って本プランを策定するものです。「公立病院経営強化ガイドライン」では大きく分けて右の内容を記載することとされています。

- (1) 役割・機能の最適化と連携の強化
- (2) 医師・看護師等の確保と働き方改革
- (3) 経営形態の見直し
- (4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組
- (5) 施設・設備の最適化
- (6) 経営の効率化等

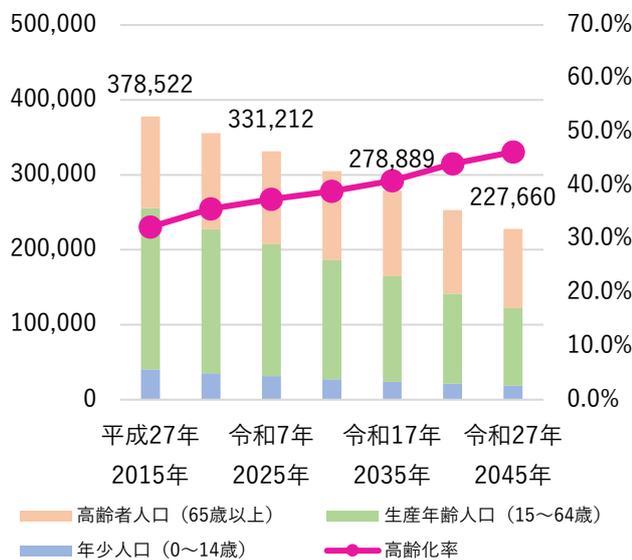
## 本計画の期間

本計画の計画期間は、公立病院経営強化ガイドラインの要請に基づき、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年計画とします。

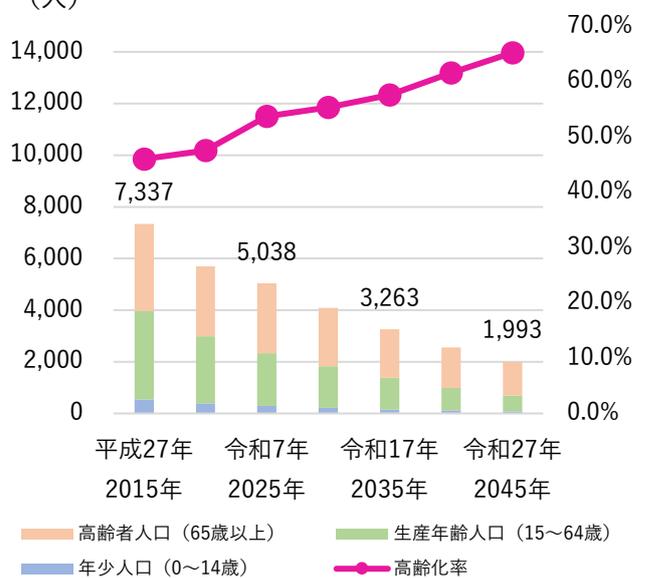
## 二次医療圏の概要

南渡島医療圏は、函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町の2市・7町で構成されています。

(人) 南渡島医療圏の人口予測



松前町の人口予測



## 南渡島医療圏における必要病床数

南渡島医療圏については、病床再編が進んでいない状況となっています。急性期が823床、慢性期が476床多く、回復期は900床少ない状況です。

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	合計
令和3（2021）年時点の病床数	836	2,582	718	1,371	5,507
令和7（2025）年	585	1,759	1,618	895	4,857
必要病床数との差	251	823	▲900	476	650

## 病院の概況

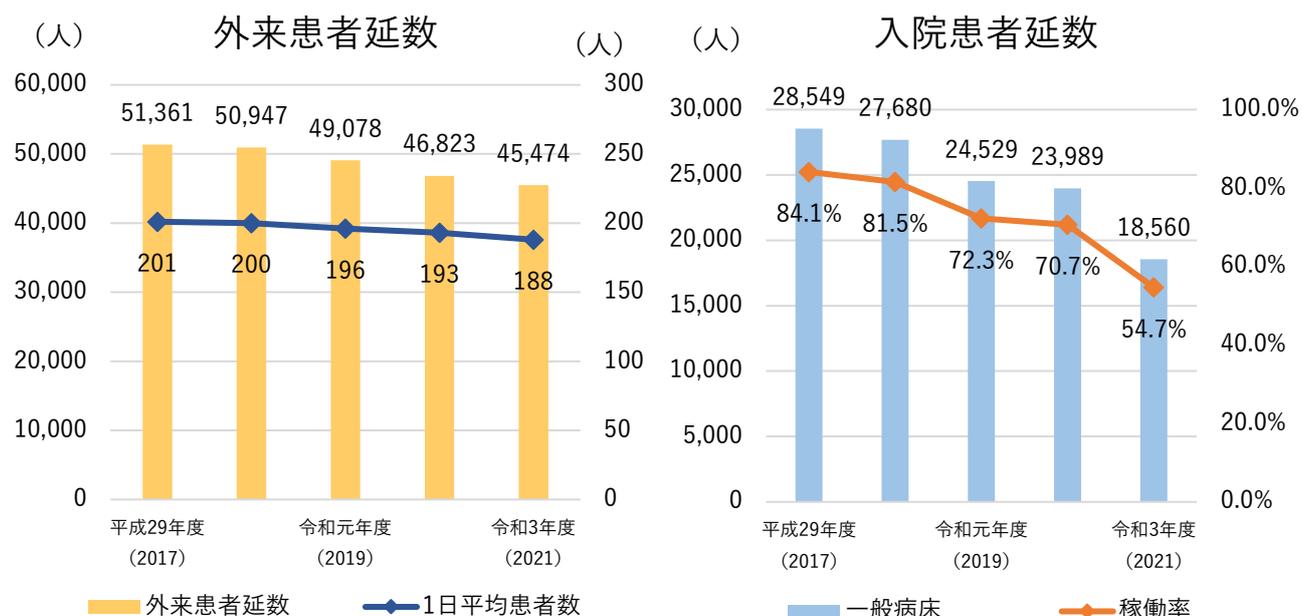
当院は昭和27（1952）年6月に、病床数25床で開設し、昭和29（1954）年10月に松前町から北海道へ移管されました。その後、昭和53（1978）年に病床数65床となり現在地に移転新築されました。平成2（1990）年11月には北海道から松前町へ移管され、現在に至ります。

また、当院は、松前町をはじめ福島町、上ノ国町地域唯一の入院機能を有する病院であり地域医療を担っています。また、広域地域の救急告示病院として、24時間365日の救急患者受け入れを行い、二次・三次医療圏の医療機関と連携しながら、一次医療を中心に対応を行う他、在宅医療・疾病予防等に取り組んでいます。

## 医療施設の状況

当院の本館（西病棟）は建築から44年以上経過しており、施設、設備の老朽化、療養環境の狭隘化、ICT化への対応などができず深刻な問題となっています。これらの医療を取り巻く環境の変化や地域包括ケアシステムの構築への対応などを踏まえ、安心・安全で効率的な病院運営を継続するために病床規模、医療機能を見直し令和9（2027）年度中に新病院を開院予定です。

## 患者数の状況



## 松前町立松前病院の経営状況

(単位：千円)

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
総収益	1,353,543	1,353,720	1,291,425	1,308,811	1,214,039
総費用	1,249,574	1,307,021	1,299,432	1,380,447	1,235,515
損益	103,969	46,699	▲8,007	▲71,636	▲21,476
経常収支比率	109.0%	104.4%	100.1%	95.1%	99.1%
修正医業収支比率	84.9%	80.7%	75.4%	71.5%	71.3%

## 役割・機能の最適化と連携の強化

---

当院は、最寄りの一般病院までの移動距離が50km以上となる位置に所在しているため、当院で幅広く診療し医療提供できる機能を維持することが必要です。そのため総合診療医を中心とした医療提供体制を継続します。

今後も独立採算制を原則としつつ、他会計負担金などにより経営の安定を図り、不採算部門を担う救急医療体制、へき地医療を堅持する一方で、北海道地域医療構想を踏まえ、病床数の見直しを図るとともに診療連携の推進を図ります。

当院は、へき地・過疎地域にあり、不採算地区病院に該当し、「へき地医療拠点病院」として松前町のみならず近隣の福島町をはじめ、上ノ国町の一部町民が利用する地域唯一の病院であることから医療、介護、保健予防活動の拠点施設として大きな役割を担っています。

地域包括ケアシステムの構築のためには、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することが出来るよう医療と介護の連携を推進し、提供体制を一体的に整備する必要があります。

また、病床の機能の連携、あるいは、状況に応じて集約を推進することにより、入院医療機能の強化を図り、患者の状態に応じて退院後の生活を支える外来医療、在宅医療の充実を図ることは一層重要となり、退院後や入院に至らないまでも状態の悪化等により在宅医療を必要とする患者は、今後増大することが予想されます。

こうした点を踏まえ当院が中心となって開催している「松前ケア会議」を継続し、医療・介護・福祉の連携を図り、住みよいまちづくりに取組みます。

## 医師・看護師等の確保と働き方改革

---

当院においては、医療職等養成施設に入学する者又は在学している者で、将来、当院に従事する者を対象とした松前町病院事業医療技術職修学資金貸付条例を制定しており、医療従事者の確保に努めています。

令和元（2019）年に施行された「働き方改革関連法」により、令和6（2024）年4月から医師にも時間外労働の上限が原則「年間960時間」と定められました。また、連続勤務などの荷重労働の是正が求められていることから、常勤医師の確保とともに「労働管理の徹底」、「タスク・シフティング」・「タスク・シェアリング」など医師の負担軽減についても検討します。

## 経営形態の見直し

---

公営病院の経営形態である「地方公営企業法全部適用」、「地方独立行政法人」、「指定管理者制度」及び「民間譲渡」について、「公共性の確保」「経済性の確保」「円滑な移行の確保」の視点から比較・検討を行います。

比較した3つの経営形態にはそれぞれ一長一短があり、見直しの方向性については本プランの進捗状況や、公立病院を取巻く医療環境の動向などを見極めながら慎重に検討を進める必要があります。

このことから、有識者や住民などで構成する「松前町病院事業運営協議会」を設置し、十分な議論のもと、専門的かつ客観的な判断と住民の意見を尊重した提言を踏まえ、今後の当院に最も適した経営形態についての結論を出すこととします。その後、点検・評価を行い、その結果を公表します。

## 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

新型コロナウイルス感染症など新興感染症等は、発生時期、感染力、病原性などについて、事前に予測することが困難ではありますが、新興感染症等の発生後、速やかに対応ができるようあらかじめ準備をしておくことが重要となります。

感染防護具等の備蓄、感染管理の専門人材の育成や院内感染対策の徹底などを継続的に取り組みます。また、感染拡大時には、病室切り替え等で感染症患者の一時受入体制の整備など、限られた医療資源を最大限に活用し、感染拡大防止に努めます。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対しても、検査体制の強化や発熱外来の常設などにより、地域住民が安心して暮らせるように医療体制の継続的な整備に努めます。

## 施設・設備の最適化

当院は一次救急を行っていることから、計画的な施設・設備の更新を行います。

また、施設の維持管理及び修繕を自主的に管理し、計画的・効率的に行う事によって、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減します。

新病院では、デジタル化への対応として医療情報システムを始めとしたインターネット、オンラインシステム、タブレットなどのデジタル情報ツールが活用できるよう整備します。

地域のネットワークと情報を共有し地域連携を進展させます。地域研修モデル病院として求められるデジタル機器を整備した研修室を整備し、地理的環境の課題を克服します。

## 経営の効率化等

経営の効率化を進めるにあたり、本計画期間における主な経営指標の目標を次のとおり設定し、この目標の達成に向けた具体的な取り組みを設定します。

	令和3 (2021)年 (実績)	令和4 (2022)年度 (見込み)	令和5 (2023)年度 (目標)	令和6 (2024)年度 (目標)	令和7 (2025)年度 (目標)	令和8 (2026)年度 (目標)	令和9 (2027)年度 (目標)
経常収支比率	99.1%	100.0%	100.2%	100.4%	100.6%	100.8%	101.8%
修正医業収支比率	71.3%	71.8%	72.3%	72.8%	73.3%	73.8%	74.3%

## 住民の理解

本計画における当院の機能の見直しについては、住民の理解と納得が必要です。人口の減少と高齢化が進む中で、限られた財源の中で、町民の命と健康を守るために町民のニーズに合った、よりよい医療提供に取り組んでいく必要があります。

当院の現状とこれからの取り組みについて情報を共有し、住民への理解と納得を求めていくものとします。

## 計画の推進と進捗管理

町長、副町長、有識者9名による既存の「松前町病院事業運営協議会」で点検・評価を行い、その結果を公表します。また、本計画で掲げた経営指標に係る数値目標の達成が著しく困難であると認めるときは、本計画全体を見直し、大幅な改定を行うこととします。

公表の方法は、広報及び松前町立松前病院ホームページ等で行います。